

高齢者在宅生活支援事業

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、利用が制限される場合があります。

①緊急時の短期宿泊（ショートステイ）

在宅で生活している高齢者で、要介護認定を受けておらず、基本的な生活習慣の欠如や虐待・災害などで緊急的に支援を必要とする方に対し、短期宿泊（ショートステイ）を実施します。

※利用料は1日あたり1,600円、利用期間は原則として1カ月に7日間以内。



②緊急時の生活援助（ホームヘルプサービス）

対象者は①と同じで、緊急的に支援を必要とする方に対し、生活援助（ホームヘルプサービス）を実施します。

※利用料は1時間あたり300円、利用回数は原則として週2回以内。



福祉電話の貸与

市内在住の単身高齢者で、固定電話・携帯電話がなく、近隣に扶養者がいない方に対し、固定電話を貸し出します。

※基本料金や1カ月30度数分までの通話料は無料、それ以外は自己負担が発生する場合あり。



いつまでも健康で暮らすために 脳の元気度測定会&相談会を実施します

日本人の平均寿命は、男性で約81歳、女性で約87歳となり、世界でもトップクラスの長寿国です。しかし、長寿であっても人生の最期まで元気でいられるとは限りません。

健康悪化にはさまざまな原因がありますが、その中でも認知症は要介護状態となる原因の第1位です。2025年には65歳以上のうち、約700万人（5人に1人）が認知症になると予測され、その予防が切実な課題となっています。

「最近、もの忘れが増えてきた」「家族が認知症ではないか」という方や、「自分のもの忘れの程度を知りたい」という方など興味のある方は、この機会にぜひご参加ください。

- ◆日時 毎月第2火曜日
6月9日・7月14日・8月11日・
9月8日・10月13日・11月10日・
12月8日・令和3年1月12日・
2月9日・3月9日
- ◆時間 9時30分～12時
- ◆場所 市役所5階会議室
- ◆定員 1日5人程度（申込順）
- ◆内容 タッチパネルによるもの忘れ測定
（1人約5分～15分）
※必要に応じて専門職（保健師・社会福祉士・介護支援専門員）による相談

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、日程を変更する場合があります。

お問い合わせは、高齢者支援課地域包括支援室（2階） ☎(20) 1583、FAX(26) 6788へ。